

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 2 月 20 日 (金) 第 8 0 6 8 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (93) (税務課) 2 出納員の権限に属する事務の一部の委任 (94) (指導管理課) 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (95) (福祉保健課) 2 生活保護法による薬局の廃止の届出 (96) (〃) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (97) (経営支援チーム) 3 国土調査の成果の認証 (98) (耕地課) 4 生産事業者の登録の失効 (99) (日野総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (治山砂防課) 4
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (5 件) (教育委員会教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第93号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
真木 正規	東伯郡湯梨浜町大字宮内128	平成21年2月3日

鳥取県告示第94号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

県営住宅の水道料金及び下水道の施設の使用料の未収金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

主事 平田 博美

主事 林原 美穂子

主事 田中 和明

非常勤職員 北嶋 喜満

非常勤職員 宮本 智子

3 委任期間

平成21年2月1日から同年3月31日まで

鳥取県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年1月22日

鳥取県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目463	平成21年1月26日

鳥取県告示第97号

平成20年鳥取県告示第813号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した100満ボルト米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市

- 2 意見の概要

店舗敷地の多くの部分が住居地域にあるため、時間変更に伴い深夜に及ぶ営業を行う時には次の点に注意が必要

- (1) 深夜における駐車場利用者の出入口や不用意な騒音発生
- (2) 屋外照明による周辺住居への光害発生
- (3) 空調機などの室外機、排風機、受電設備等からの騒音

- 3 縦覧に供する期間

平成21年2月20日から1月間

- 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第98号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成19年度から平成20年度まで	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成21年2月20日
三朝町	平成18年度から平成19年度まで	三朝町（大字鎌田及び大字余戸の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字鎌田及び大字余戸の各一部	〃
〃	平成17年度から平成19年度まで	三朝町（大字高橋及び大字東小鹿の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字高橋及び大字東小鹿の各一部	〃
大山町	平成19年度から平成20年度まで	大山町（長野、松河原及び下市の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町長野、松河原及び下市の各一部	〃

鳥取県告示第99号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
239	株式会社秋田木材	日野郡日南町生山406-1	穂の採取及び幼苗の育成	株式会社秋田木材	日野郡日南町生山

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月20日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の 氏名	主たる事務 所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所 在り地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	認可の期間	
有限会社サンバイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山 町西一丁目 692	鳥取市湖山町西 一丁目248 (2,266平方メ ートル)	砂 (3,939立方 メートル)	平成21年2月1日 から同年12月31日 まで	平成21年1月 26日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月20日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代 表者の氏名	主たる事 務所の所 在り地	砂利採取場 の所在地及 び面積	採取する砂 利の種類及 び数量	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
有限会社コ ウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖 山町西一 丁目692	鳥取市湖山 町北四丁目 344-1外2 筆 (8,760平方 メートル)	砂 (40,968立 方メートル)	認可の期 間	平成20年2 月1日から 平成21年1 月31日まで	平成20年2 月1日から 平成21年8 月31日まで	平成21年 1月26日

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立鳥取盲学校及び鳥取聾学校校舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市国府町宮下1265 鳥取県立鳥取盲学校

鳥取市国府町宮下1261 鳥取県立鳥取聾学校

(4) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月20日（金）から同年3月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成16年度以降に鳥取県立鳥取盲学校及び鳥取県立鳥取聾学校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取聾学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261

鳥取県立鳥取聾学校

電話 0857-23-2031

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433（直通）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月20日（金）から同年3月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月18日（水）午前10時

鳥取県立鳥取聾学校 応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月6日(金)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立鳥取養護学校校舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市江津260 鳥取県立鳥取養護学校

(4) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月20日（金）から同年3月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成16年度以降に鳥取県立鳥取養護学校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津260

鳥取県立鳥取養護学校

電話 0857-26-3601

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433（直通）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月20日(金)から同年3月6日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月18日(水)午前11時

鳥取県立鳥取養護学校 会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月6日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立倉吉養護学校校舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

倉吉市長坂新町1231 鳥取県立倉吉養護学校

(4) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月20日（金）から同年3月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成16年度以降に鳥取県立倉吉養護学校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒682-0836 倉吉市長坂新町1231

鳥取県立倉吉養護学校

電話 0858-28-3500

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433 (直通)

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月20日(金)から同年3月6日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月18日(水)午後2時

鳥取県立倉吉養護学校 会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月6日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立皆生養護学校及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

米子市上福原七丁目13-4 鳥取県立皆生養護学校

米子市上福原七丁目13-1 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校

(4) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月20日（金）から同年3月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 平成16年度以降に鳥取県立皆生養護学校及び鳥取聾学校ひまわり分校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立皆生養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433（直通）

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月20日（金）から同年3月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月18日（水）午前11時

鳥取県立皆生養護学校 会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月6日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立米子養護学校校舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

米子市蚊屋343 鳥取県立米子養護学校

(4) 履行期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月24日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成21年2月20日（金）から同年3月18日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 平成16年度以降に鳥取県立米子養護学校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒689-3543 米子市蚊屋343

鳥取県立米子養護学校

電話 0859-27-3411

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433（直通）

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年2月20日（金）から同年3月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月18日（水）午前11時

鳥取県立米子養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成21年3月6日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出

しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。